

令和5年11月1日

学生の皆様へ
教職員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

令和5年11月1日以降の対応について

鈴鹿医療科学大学
学長

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、季節性インフルエンザと同様の「5類感染症」に位置付けられてから約半年が過ぎ、ようやく従来の教育や研究、課外活動などの大学生活が戻り、11月11-12日には白子キャンパスで大学祭を開催するなど、学内に活気が戻り、嬉しく感じています。

本学として講じてきた感染対策を示した「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策マニュアル」「新しい大学生活の行動ルール」については、6月1日以降、原則解除していますが、新型コロナウイルスは変異を繰り返し、情勢は変化します。過度に怖がる必要はありませんが、今後も引き続き、状況に応じたマスク着用などの感染対策をとるなどして、各自で予防に努めてください。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、インフルエンザなどの学校感染症と同様に公欠として取り扱っており、11月1日以降、A-portalから公欠申請ができるようになりましたので、以下の内容を確認してください。

感染対策にご理解とご協力をいただいております皆様に心より感謝致します。

1. マスク着用について

マスク着用については、原則個人の判断とします。ただし、実習等授業の内容によっては、着用を求められることがあるため、常時携帯するとともに、授業担当教員の指示に従ってください。

その他、以下の場面等においては、マスクの着用を推奨します。

- 1) 通勤ラッシュ時等の混雑した電車やバスに乗車する時
- 2) 発熱等の症状がある方、新型コロナ検査陽性の方や同居家族に検査陽性者がいる時
- 3) 密集した教室や研究室等で発言を伴う時
- 4) 医療機関を受診する時
- 5) 高齢者等重症化リスクが高い方が生活する施設等を訪問する時

2. 感染が判明した場合(インフルエンザなどの学校感染症と同様)

- 1) 感染が判明した場合は、登校停止となります。登校停止期間中の授業については、公欠として取り扱います。欠席する科目の担当教員へ、A-Portalの「melly」から、欠席する旨の連絡をしてください。詳細については、**別紙1**に従ってください。

- 2) 公欠申請は、A-portalからできるようになりました。詳細は、大学HP『鈴鹿医療科学大学 > 在学生・保護者の方へ > 公欠願について』を確認してください。

(URL: <https://www.suzuka-u.ac.jp/students/kouketsu>)

※ 5類感染症となったため、濃厚接触者およびその疑いがある場合、特段の配慮はされません。

※ 発熱等の体調不良での欠席についても、感染が確認されない場合、公欠にはなりません。

3. 学外実習について

学外実習を予定している学生は、**別紙2**に従ってください。

以上

別紙1 学生、教職員の新型コロナウイルス感染症が確認された場合

1. 登校・出勤について

- 1) 発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快から 24 時間経過すれば登校・出勤は可能です。
- 2) 登校・出勤停止期間の解除は、以下のような目安となります。

症状がある場合：症状が出た日を 0 日目として、5 日目まで自宅療養となりますが、そのうち、5 日目の症状が軽快状態であった場合に、6 日目から登校可となります。ただし、10 日間を経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底してください。

症状がない場合：陽性となった検体採取日を 0 日目として、5 日目まで自宅待機となり、6 日目に登校可となります。ただし、7 日間を経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底してください。

2. 対象：学生について

- 1) 医療機関により、感染が確認された場合は、登校停止とし、授業がある場合は、公欠となります。
- 2) 公欠申請は、A-portal からできるようになりました。登校開始後10日以内に、「出校許可証明書」を画像保存し、A-portal の「公欠申請」から申請してください。詳細は、大学 HP 『鈴鹿医療科学大学 > 在学生・保護者の方へ > 公欠願について』を確認してください。

(URL: <https://www.suzuka-u.ac.jp/students/kouketsu>)

- 3) 欠席する科目の担当教員へは、A-Portal の「melly」から、欠席する旨の連絡してください。

(連絡例)「〇〇先生 感染したため、本日の授業を欠席させていただきます。後日、公欠願を提出いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。〇〇学科 学生番号 氏名」

3. 対象：教職員について

医療機関により、感染が確認された場合は、出勤停止とします。無症状の当該教員は、ZOOM 等を利用した遠隔授業を行う在宅勤務となります。ZOOM 授業の実施については、教務課と調整していただきます。出勤開始日には、自宅療養期間の体調管理表を所属長に提出してください。療養期間を経て、出勤するに当たっては、大学に陰性証明を提出する必要はありません。

科目担当教員は、履修学生の公欠申請について、A-portal から Outlook メール宛に「公欠申請の承認連絡」という件名で届きますので、ご確認ください。

以上

別紙2 現状における学外実習の指針

医療系の学生にとり、医療施設で実習を行うことは極めて大きな意義があります。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染予防策が緩和されている現状において、実習で問題になるのは、①実習を受ける施設に学生が病原体を持ち込むこと、②実習を受ける施設で学生が病原体に感染することの2点です。実習施設が恐れるのは①であり、実習予定施設が実習を拒否する理由となります。感染者数が把握できない状況になり、医療施設では引き続き予断を許さない状況です。そのような状況下で実習を許可していただいた施設に対し、感謝の念を持ち、感染予防と感染拡大防止に留意しつつ実習を行うことが重要です。

1. 実習施設からPCR検査や抗原検査結果の提示など、参加条件に付いて指示があれば、その指示に従ってください。
2. 実習施設から参加条件に指示がない場合は、以下の内容に従ってください。
 - 1) 学科指定の体調管理表は、毎日必ず記載し、担当者の確認を受けてください（特に、実習に参加する予定の日から過去2週間以内）。
 - 2) 実習予定日から遡って2週間は、マスクを常に着用してください。
3. 実習中は以下を守ってください。
 - 1) 指示された内容は遵守してください。
 - 2) 必ずマスク（サージカルマスク。以下も同じ）を着用してください。マスクは正しく着用し、鼻と口を覆うようにしてください。いわゆる鼻出しマスクは感染防御上の効果がありません。また、マスクの表裏を誤ることなく着用してください。
 - 3) 飲食中の会話は行わないようにしましょう。（具体的には、飲食時だけマスクを外し、会話をすることはマスクをしてください。会話をしながらの飲食は止めましょう。）
 - 4) 実習中に体調不良が出現すれば、必ず当該施設の実習担当者および実習指導教員にその旨を報告するとともに、大学の担任教員にも報告し、その指示に従ってください。
 - 5) 家族や友人などが発症した際の濃厚接触者という概念はなくなるため、無症状の場合は出席可能となりますが、発症リスクはありますので、体調に気を付け、体調不良が出現すれば、医療機関を受診してください。ただし、実習施設により対応が異なりますので、家族や友人が COVID-19 に罹患し、本人が無症状の場合の実習参加については、速やかに当該施設の実習担当者および実習指導教員と大学の担任教員に連絡し、その指示に従ってください。

以上